スポーツ庁
JAPAN SPORTS AGENCY

【大分県国東市】
令和５年度地域スポーツクラブ活動体制整備事業
（運動部活動の地域移行に向けた実証事業）

自治体名	大分県国東市
担当課名	学校教育課
電話番号	０９７８－７３－００６６

1．自治体の基本情報

スポーツ庁

基本情報

人口	25,773人	部活動数	25部活
公立中学校数	4校	市区町村の協議会・検討会議等の設置状況	設置済
公立中学校生徒数	520人	市区町村の推進計画・ガイドライン等の策定状況	策定済

地域連携・地域移行における市区町村の現状・課題

国東市の運動部活動の現状

1　年々生徒数と部活動への入部率が減少している。

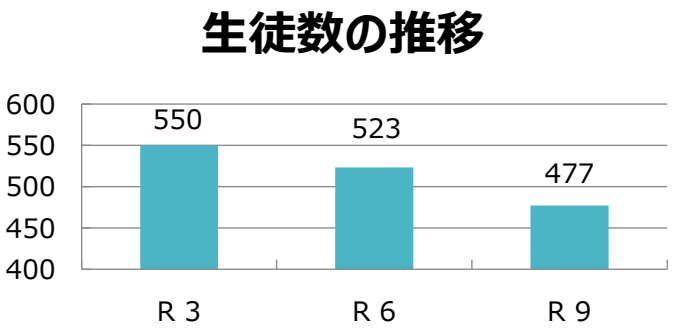
2　合同チームと部員数が少人数（３名以下）の部活動の生徒がジャンボタクシー等で移動し専門性のある指導者のもとで合同練習ができるように財政的な支援をしている。

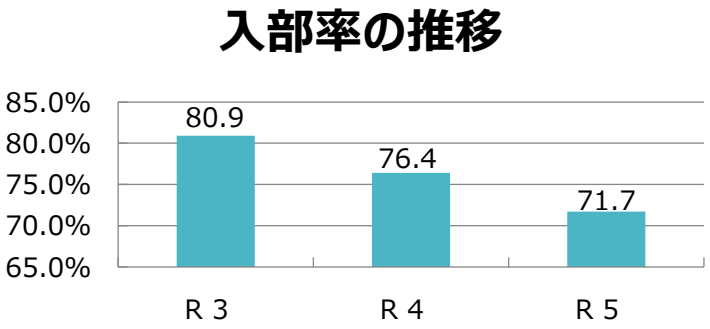
3　競技歴のない教師のみの指導体制である部活動があり、専門的な指導を十分受けられない現状がある。

地域連携・地域移行における国東市の課題

1　地域の指導者の確保

2　地域での受け皿の確保

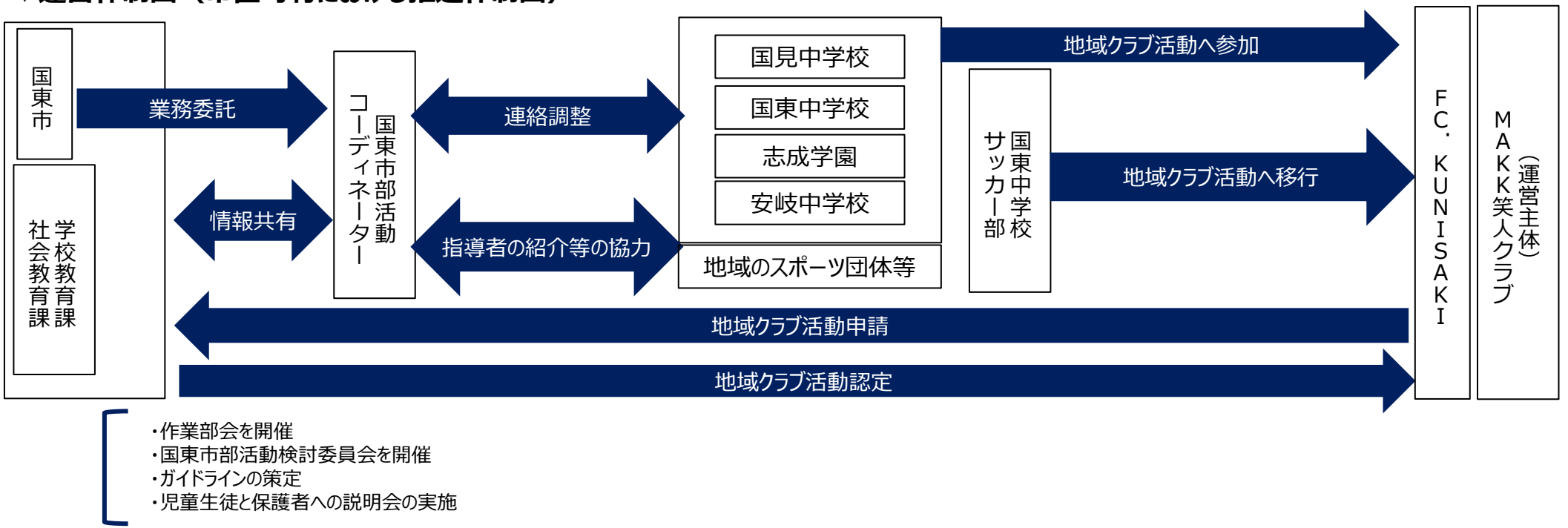




2．実証内容と成果

運営体制・役割

▼運営体制図（市区町村における推進体制図）



・作業部会を開催
・国東市部活動検討委員会を開催
・ガイドラインの策定
・児童生徒と保護者への説明会の実施

▼行政組織内での役割分担

● **教育委員会**（学校教育課）
・国東市部活動コーディネーターとの連携
・作業部会の開催
・国東市部活動検討委員会の開催
・学校との連携、連絡調整

● **教育委員会**（社会教育課）
・地域クラブ活動の移行に係るスポーツ少年団との連携
・地域のスポーツ団体等との連携

年間の事業スケジュール

・作業部会（５月・９月・２月）
・児童生徒・保護者へ地域移行についての周知（２月・３月）
・国東市部活動検討委員会（１０月・１月）の実施
・スポーツ推進委員への周知（２月）

2．実証内容と成果

地域スポーツクラブ活動の運営実績

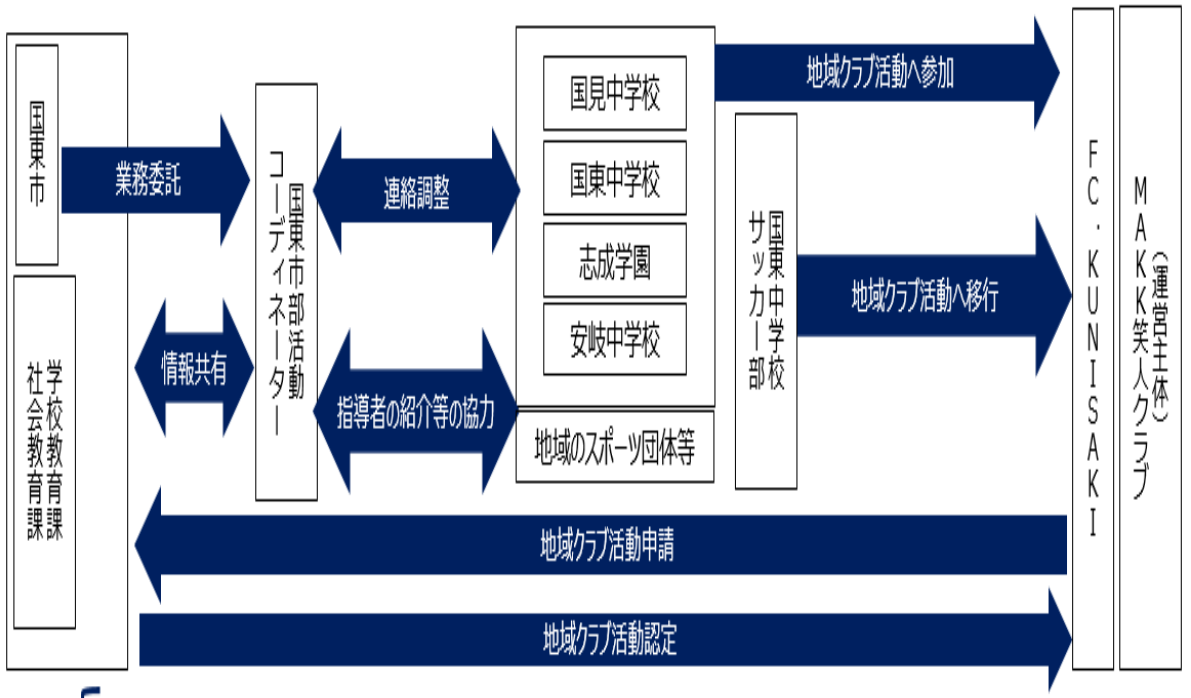
拠点校数	1 校	地域クラブ活動に取り組んだ種目	サッカー
地域クラブ活動に取り組んだ部活動数	1 部活		

主な取組例

▼活動概要

拠点校名	国東中学校
地域クラブ活動に移行した部活動数	1 部活
地域クラブ活動で実施した種目	サッカー
運営主体名	MAKK笑人クラブ
運営類型	地域スポーツ団体等運営型（総合型地域スポーツクラブ運営型）
1 か月あたりの平均的な活動回数	サッカー：月 1 6 回程度
指導者の主な属性	地域クラブ指導者
活動場所	安岐多目的グランド
主な移動手段	保護者輸送・自転車
1 人あたりの参加会費等（年額）	サッカー：24,000円
1 人あたりの保険料	JSCC保険 生徒 1 人あたり：1,200円/年 指導者 1 人あたり：1,200円/年

▼運営体制図（地域クラブ活動を実施する際の運営体制図）



・作業部会を開催
・国東市部活動検討委員会を開催
・ガイドラインの策定
・児童生徒と保護者への説明会の実施

2．実証内容と成果

ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備
イ：指導者の質の保証・量の確保
ウ：関係団体・分野との連携強化
エ：面的・広域的な取り組み
オ：内容の充実
カ：参加費用負担の支援等
キ：学校施設の活用等
ク：その他の取組

スポーツ庁

取組内容

▼取組項目名：ア．関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備

取組事項

・国東市部活動コーディネーターを配置し、市教委や学校等との連絡調整を行う。
・各学校の部活動の現状把握
・地域クラブ活動への移行に向けてクラブ代表・関係者・学校との協議
・地域の指導者の発掘

取組の成果

・国東市部活動コーディネーターを配置することで、学校やスポーツ団体等との連絡調整を行うことができた。
・国東中学校のサッカー部については、学校の地域移行のニーズに対応し、受け皿となるFC.KUNISAKIを地域クラブ活動に認定することで、中体連主催の県総体に出場することができた。来年度は、国東中学校の剣道部も地域の剣道団体が受け皿となり、地域クラブ活動として活動する。

特に工夫した事項

市内中学校及び義務教育学校の校長と市教委が中心となる作業部会を年４回開催し、各学校の部活動の今後の方向性について協議する中で現状把握や情報共有をすることができた。

「国東市中学校・義務教育学校の部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針」の策定に係る作業部会の実施

○作業部会の中で各学校の部活動の今後の方向性について協議

・　７月１１日：第１回作業部会
・　９月２６日：第２回作業部会
・１０月　３日：第３回作業部会
・１２月２８日：第４回作業部会

今後の課題と対応方針

・国東市部活動コーディネーターを次年度以降も引き続き配置する。
・社会教育課と連携し、スポーツ協会やスポーツ少年団等へも地域移行に向けての共通理解を図っていく。

2．実証内容と成果

ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備
イ：指導者の質の保証・量の確保
ウ：関係団体・分野との連携強化
エ：面的・広域的な取り組み
オ：内容の充実
カ：参加費用負担の支援等
キ：学校施設の活用等
ク：その他の取組

スポーツ庁

取組内容

▼取組項目名：ウ：関係団体・分野との連携強化

取組事項	市教委と国東市部活動コーディネーターが連携し、部活動の地域移行を進める検討委員会を運営する。
取組の成果	・市内団体関係者、クラブ指導者、保護者、中学校関係者、行政関係者等による「国東市部活動検討委員会」を年２回開催し、今後の地域移行の進め方について協議することができた。 ・スポーツ推進委員会議の中で、地域移行についての説明をすることができた。 ・１０月１１日：第１回国東市部活動検討委員会 ・　１月２５日：第２回国東市部活動検討委員会 ・　２月２８日：スポーツ推進委員会議
特に工夫した事項	・部活動検討委員会の前後に各中学校及び義務教育学校の校長が参加する作業部会を開催し、検討内容について協議を行うことで焦点化した国東市部活動検討委員会の運営ができた。 ・各中学校及び義務教育学校の校長と連携を密にすることで小学校６年生から中学校２年生までの児童生徒・保護者へ地域移行について説明する場を設定することができた。
今後の課題と対応方針	今後、組織的な地域移行を進めていくためには、国東市部活動検討委員会の委員に地域のスポーツ関係者を入れていく必要がある。

2．実証内容と成果

スポーツ庁

参考資料（アンケート結果、広報物、協議会等で使用した資料の抜粋等）

（様式１）

地域クラブ活動認定申請書

1	団体・クラブ名	
2	代表者名	
3	電話番号	
4	住所	
5	活動種目名	
6	指導者名 （指導に関する資格、経歴等）	
7	活動内容	
8	募集対象	
9	活動場所 活動時間	
10	月謝等	

様式２の地域クラブ活動認定要件を確認し、地域クラブ活動の認定を申請します。

令和　　年　　月　　日

代表者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

国東市教育委員会

認　定　証

団体名

（認定内容）

令和５年度地域クラブ活動として認定いたします。

認定期間　令和５年　　月　日より

令和６年　３月３１日まで

令和５年　月　日

国東市教育委員会

2．実証内容と成果

スポーツ庁

参考資料（アンケート結果、広報物、協議会等で使用した資料の抜粋等）

（様式２）

地域クラブ活動認定要件確認書

次の認定要件を確認してください。

認定要件

（１）　大分県スポーツ少年団に登録されているクラブであること。

（２）　活動拠点は原則として国東市内とし、活動場所までの移動について、生徒やその保護者の過度な負担とならないこと。

（３）　営利目的を主とした運営でないこと。

（４）　以下の要件を満たす規約（会則）を作成しており、それらの内容が社会通念上、適正であると認められること。

・目的が記載されていること

・入退会について記載されていること

・会費について記載されていること

（５）　生徒の所属校と活動方針や活動状況、スケジュール等の共通理解を図るとともに、必要に応じた情報共有を行い、連携を図ること。

（６）　県や市が主催する指導者研修等を受講する役員または指導者が運営に携わること。

（７）　学校と連携し、学校部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、スポーツ・文化芸術の振興の観点からも充実を図っている。

（学校部活動の教育的意義）

・生徒の自主的・自発的な活動を尊重しつつスポーツ・文化芸術活動に親しみ、心身のバランスの取れた生徒の育成を図るとともに、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養等に資する活動である。

・体力や技能の向上に資するだけではなく、異年齢での活動を通じて好ましい人間関係を構築する機会でもある。多様な生徒が活躍できる場であり、豊かな学校生活を実現する役割を有する。

（８）　生徒の人格を傷つける言動や体罰は、いかなる場合も許されないことを理解して指導を行うこと。

（９）　過度の練習が、スポーツ傷害・外傷、バーンアウト、精神の不安定などのリスクが高まることを正しく理解し、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行うこと。

（10）　成長期にある生徒がバランスの取れた生活を送ることのできるよう「国東市中学校・義務教育学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針」（国東市教育委員会）に準じた活動日数及び活動時間を設定すること。

〈休養日及び活動時間の基準〉

・週あたり２日以上の休養日を設け、休養日の１日は、土・日のいずれか１日とすること。

・活動時間は、長くとも平日では２時間程度、学校の休業日は３時間程度とすること。

・長期休業中は、連続した休養日やある程度長期の休養期間を設定すること。

・休養日として設定した日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替え、休養日を確保すること。

・定期試験前の一定期間休養日を設けること。

・活動時間帯は、学校生活に支障がない時間帯を設定すること。

（11）　生徒の発達段階や健康の状態、気温等の環境を考慮し、指導内容や練習時間、水分補給や休息時間等を設定すること。また、施設管理者と連携した用具や施設の点検、保護者や関係機関への緊急時の連絡体制の整備等を行うこと。地域クラブ活動に関わる監督、指導者等、すべての関係者が、リスク管理において責務を負っていることを自覚し、生徒の安全確保に万全を期すること。

（12）　指導者や参加生徒等に対して、怪我や事故が生じても適切な補償が受けられるよう保険や個人賠償責任保険に加入させていること。

（13）　認定期間は、申請した日の属する年度末までとするので、年度ごとに申請をする。ただし年度途中でも認定要件にあてはまらないと判断された場合は、認定は取り消される。

令和　　年　　月　　日

団体名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

2．実証内容と成果

スポーツ庁

参考資料（アンケート結果、広報物、協議会等で使用した資料の抜粋等）

地域クラブ活動認定の流れ

地域クラブ活動の認定を希望する運営団体・実施主体

相談

社会教育課（スポーツ振興係） 共有 学校教育課

・地域クラブ活動について説明
※大分県スポーツ少年団に登録していない場合は登録が必要であることを説明
・認定するために必要な申請手続きについて説明
・地域クラブ認定申請書（様式1）と地域クラブ認定要件確認書（様式2）を規約または会則とともに提出することを説明

説明

地域クラブ活動の認定を希望する運営団体・実施主体

申請書類提出

社会教育課（スポーツ振興係） 協議 学校教育課

認定

運営団体・実施主体の代表に認定証を交付（認定期間は、申請した日の属する年度末まで）

2．実証内容と成果

スポーツ庁

参考資料（活動写真）





【令和５年度　大分県中学校総合体育大会の様子　種目：サッカー　７月２５日～】





2．実証内容と成果

スポーツ庁

地域スポーツクラブ活動の実施に至るまでの合意形成プロセス

令和３年　令和４年　令和５年　令和６年

国東市部活動検討委員会開始 → 学校現場との調整 → 地域クラブ活動の開始 → 地域クラブ活動の拡大

国東市部活動改革

国東市の部活動の現状	Ⅰ　少子化による少人数部活動の増加
	1　単独チームでは試合に出場できない部活動があり、複数校合同チームの編成が必要になっている。 人数が少ないために団体戦に向けた日常的な練習の実施が厳しい現状がある。 ※複数校合同チーム編成が可能な競技は以下の６競技に限る バレーボール（６名）・軟式野球（９名）・サッカー（１１名） ・バスケットボール（５名）・ソフトボール（９名）・ハンドボール（７名）
	2　部員が３名以下の部活動があり、少人数のみでの練習が続いている現状がある。
	Ⅱ　競技歴のない教師のみの指導体制である部活動があり、専門的な指導を十分受けられない現状がある。 部活動指導員の配置や外部指導者の協力を得ても十分ではない。

国東市の生徒たちが専門的な指導を受けながら、試合に出場できるようにしていくためには

目的	持続可能で充実した部活動の実現
手段	Ⅰ　複数校合同チームと少人数の部活動の生徒が合同練習できる体制づくり ●複数校合同チームと少人数の部活動の生徒が合同練習ができるように移動手段の確保 Ⅱ　生徒にとって専門的な指導を受けられる体制づくり ●各学校の部活動に部活動指導員・外部指導者の確保 ●部活動指導員・外部指導者による専門的な指導を受けられる合同練習の実施

４つの体制の整備

持続可能なスポーツ活動の環境整備に当たっては、学校ごとの部活動の種類や部員数、地域の指導者の確保や地域のクラブの実情に応じ、次のような観点から以下の体制の整備を段階的に進める。

1　学校単独での部活動

2　複数校合同チーム

3　合同部活動（拠点型部活動）

4　地域クラブ活動

※各学校国東市中学校及び義務教育学校後期課程の部活動は、令和７年度末までに上記の４つの体制を段階的に進め、地域クラブ活動へ移行することを目指す。ただし、移行できない場合にあっても、部活動指導員・外部指導者を適切に配置し、教師が直接指導や大会引率に従事しない体制を構築するとともに、生徒の活動環境を確保する。

市内唯一のサッカーの種目がある国東中学校のサッカー部が少人数のため、活動の継続が困難な状況にある。

サッカーをしたい生徒が続けて活動できるようにしていくためには

目的	持続可能で充実したスポーツ活動の実現
手段	Ⅰ　地域クラブ活動の認定制度をつくる Ⅱ　地域クラブ活動は、公的施設の使用料の減免があり指導者の研修が充実しているスポーツ少年団への登録を認定要件とする

FC.KUNISAKI（サッカー）が地域クラブ活動として活動を開始

令和６年度から国東市剣道クラブ（剣道）が地域クラブ活動として活動を開始

3．今後の方向性

スポーツ庁

地域連携・地域移行の推進に向けた今後のロードマップ

国東市運動部活動改革ロードマップ

令和5年 → 令和6年 → 令和7年

【学校部活動の地域連携】

国東市部活動コーディネーターと連携し地域の指導者を確保

学校単独
□１校で１チーム編成となるもの
■部活動指導員、外部指導者の配置

複数校合同チーム
□学校長どうしが協議し、市中体連会長が認めるもの
■移動にかかる費用負担

拠点型部活動
□市内に競技ごとに１校設置
■拠点型になる部活動について協議し、生徒、保護者、地域等との合意形成を図る

□＝満たす必要がある条件

■＝この体制を整備する場合の課題

令和７年度末までに休日及び平日の地域移行を目指す

【地域クラブ活動への移行】

移行可能であれば

地域クラブ活動認定

令和５年度	令和６年度
サッカー	剣道

【今後、地域クラブ活動認定が想定される種目】
柔道　硬式野球　バレーボール　卓球　ソフトテニス　硬式テニス
新体操　バドミントン　バスケットボール

部活動検討委員会
Ｒ３年度　設置

年２回実施　適宜、作業部会をもつ

【内容】地域クラブ活動への支援体制（補助金や練習施設等）について検討を重ねていく
【委員】市内団体関係者、クラブ指導者、保護者、中学校関係者、行政関係者　【事務局】学校教育課